公益財団法人 三宅一生デザイン文化財団 定款

第１章　総　　則

（名　称）

第 １ 条　この法人は、公益財団法人三宅一生デザイン文化財団と称する。

（事務所）

第 ２ 条　この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

２　この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第 ３ 条　この法人は、生活者の価値観がますます多様化し、国際化へと進展している中で、人々が真の豊かさを実感し、充実した生き方ができる社会実現の為には、デザイン文化の向上が重要な役割であると考え、デザイン文化に関する作品の収集等を行うことにより、もって我が国の生活文化の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第 ４ 条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）デザイン文化に関する作品の収集、保存、展示

（２）デザイン文化に関する国際交流

（３）デザイン文化に関する調査研究

（４）その他目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第 ５ 条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　① 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

② その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

3　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第 6 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告および決算）

第 8 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）損益計算書（正味財産増減計算書）
（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告
（2）理事及び監事並びに評議員の名簿
（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条　代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第 10 条　この法人に評議員３名以上 12 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１ を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 12 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条　評議員に対して、各年度の全員の総額が 200 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２　評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

（構　成）

第 14 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（議　長）

第 15 条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

（権　限）

第 16 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任及び解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分又は除外の承認

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 17 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第 18 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第 19 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）評議員に対する報酬等の支給の基準

（3）定款の変更

（4）基本財産の処分又は除外の承認

（5）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 20 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

（評議員会の決議の省略）

第 21 条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

第 22 条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第６章　役員

（役員の設置）

第 23 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　3 名以上 10 名以内

（２）監事　1 名以上 2 名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員等の選任）

第 24 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

５　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、この法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第 27 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 28 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 29 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

（責任の一部免除又は限定）

第 30 条　この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2　この法人は、理事（業務執行理事又は使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（顧　問）

第 31 条　この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事長からの諮問に応じ、理事長に対して意見を述べることができる。

3　顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4　顧問の報酬は、無償とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第７章　理事会

（構　成）

第３２条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３３条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選する。

（決　議）

第３６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（理事会への報告の省略）

第３７条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

第３８条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　事務局及び職員

（事務局及び職員）

第 40 条　この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

２　重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任命する。

３　職員は、有給とする。

第９章　会員

（会員制度）

第 41 条　この法人の趣旨に賛同する法人又は個人は、この法人の会員になることができる。

２　この法人の会員制度に関する細則は、理事会において別に定める。

第 10 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第 11 条についても適用する。

（解　散）

第 43 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 44 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 45 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第１１章　公告の方法

（公告の方法）
第 46 条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は、三宅一生とする。

４　この法人の最初の業執執行理事は、北村みどりとする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
枝廣映子、小黒一三、金井純、佐藤慶太、佐藤雅彦、森靖孝、吉岡徳仁

平成25年3月15日　改定
平成30年2月20日　改定
令和6年6月19日　改定

別表　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第５条関係）

財 産 種 別：　服飾作品

場所・物量等：　場所：資料室　　数量：139 点、2010 年４月以前取得

衣服デザインは時代の文化や生活を反映するものであり、人々にとって身近な生活文化です。そして国際的に日本を代表する文化の一つとして認知されています。その原動力となった三宅一生の活動と影響は、国内外において、デザインの領域から広く生活文化の様々な分野に及んでいます。三宅一生の服飾作品を通して、これまでに集積されたデザインの成果を展示公開し、デザインの役割や可能性を伝えることは、そこに新しい要素や発想を重ね合わせ、次のものづくりへとつなげていき、より豊かな生活文化に寄与することを目的とする弊財団にとって必要不可欠な財産です。